

木更津市下水道排水設備指定工事店ガイドライン

令和3年2月1日

木更津市都市整備部下水道推進室

1. このガイドラインについて

「木更津市下水道排水設備指定工事店の指定について」の策定から、本市の下水道事業は市民の皆さまのご協力により、順調に展開して参りました。この間、木更津市下水道条例（以下、「条例」という。）及び木更津市下水道排水設備指定工事店に関する規則（以下、「規則」という。）の改正があった他、区画整理事業の進展を背景に指定工事店の新規参入も相次いでいます。

このように変動する状況の中、指定工事店の皆さまには、引き続き条例及び規則を遵守していただく中で、市民の皆さまに良質な排水設備工事を提供する必要があることから、排水設備指定工事店の指定に係る部分を中心に条例及び規則を分かりやすく解説するとともに、一歩進んで望ましい指定工事店のあり方をお示しするため、本ガイドラインを作成しました。

木更津市は排水設備工事について、市民及び指定工事店との信頼関係が重要であると考えています。指定工事店の指定を受けようとする方、及び既に指定を受けている方は、このガイドラインを遵守していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

2. 下水道排水設備指定工事店指定申請について

指定工事店の指定を受けようとする事業者は、事前に、下水道推進室業務係（電話：0438-36-2700）に相談してください。

また、申請書類の書き方についてご不明な点はお問い合わせください。

3. 下水道排水設備指定工事店指定申請書類

- (1) 下水道排水設備指定工事店指定申請書（条例第6条の2第1項、規則第1号様式）
- (2) 添付書類（条例第6条の2第2項）
 - ア 誓約書（規則第2号様式）
 - イ 法人の場合、定款及び登記事項証明書
個人の場合、住民票の写し
 - ウ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取り図（規則第3号様式）
 - エ 千葉県下水道協会が交付した排水設備工事責任技術者証の写し
 - オ 機械器具を有することを証する書類（規則第4号様式）

4. 下水道排水設備指定工事店指定申請書の作成について

○営業所名

木更津市内の現場での排水設備工事を行う拠点となる営業所の名称を記載してください（条例第6条の2第1項第2号参照）。法人で、本店とは異なる営業所で申請するとき、特に、法人の本店等でも下水道排水設備工事の業務を行っている場合は、法人の商号を名称とすることは避け、本店ではないことが分かる名称をお願いします。

○営業所所在地

千葉県内である必要があります（条例第6条の3第1項第3号）。
法人の場合は、法人届出書により当該営業所の所在する市町村長（木更津市の場合は財務部市民税課）へ、事務所等としての届出をお願いします。

○代表者住所及び氏名

個人の場合は、代表者の住所、氏名を記載して押印してください。
法人の場合は、登記事項証明書に記載されている法人の商号、本店所在地、代表者氏名、及び代表者の住所を記載し、法務局に印鑑登録した法人の実印を押印してください。
いずれの場合も、排水設備確認申請等今後の手続き時にはこの印鑑を押印願います。

○排水設備工事責任技術者氏名及び登録番号

千葉県下水道協会が発行した責任技術者証の登録番号を記載して下さい。
責任技術者は、他の営業所等との兼務ではなく、当該営業所の専属にしてください（条例第6条の3第1項第1号参照）。
責任技術者は、技術上の指導監督を行うとともに、条例及び規則の規定に適合しているか確認し完了検査の立会を行う（条例第6条の4第2項）ので、営業所に通うことができ、かつ木更津市内の現場が管理できる地域に居住する人でお願いします。

5. 添付書類について

○誓約書(規則第2号様式)

代表者及び役員が木更津市下水道条例第6条の3第1項第4号アからウまで及び同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることの誓約。代表者名で誓約書を作成してください。

○住民票：個人の場合

住民票の写し（原本）を添付してください。

○定款：法人の場合

日付と会社代表者の記名、及び代表印を付して、「現行の定款と相違ない」旨、添え書き

してください。

○登記事項証明書：法人の場合

法人の登記事項証明書（原本）を添付してください。

役員の住所に変更がある場合は、先に変更の登記を済ませてください。

○営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（規則第3号様式）

営業所の平面図には、間口及び奥行きの寸法、及び机等の配置を明記して下さい。面積の欄は、敷地面積または営業所の床面積を記入し、どちらの面積なのか明記して下さい。営業所の敷地内に、倉庫、資材置場、駐車場、車庫等がある場合には、敷地内におけるそれらの配置もできるだけ分かるようにして下さい。

付近見取図は、最寄りの駅やインターチェンジ等目標物を入れて分かりやすく作成して下さい。

書式（第3号様式）に入らない場合は、別紙で作成して添付して下さい。

その場合、第3号様式には面積と交通の欄を記入したうえで、平面図及び付近見取図の場所に「別紙のとおり」と記入して下さい。

写真については、営業所の内部及び外部の両方が必要です。内部については、事務室内部の配置、及び従業員の作業状況が分かるようにして下さい。外部については、敷地中の配置、接道状況、資材置き場、駐車スペース、倉庫等の配置が分かるようにして下さい。写真は、申請日から3か月以内に撮影したもので、内部・外部を合わせて最低3枚以上お願いします。

営業所では、実際に下水道排水設備工事の業務を行うことが必要です（条例第6条の2第1項第2号参照）。営業所自体が開設準備中の場合は、営業所を開設してから申請して下さい。

電話は、一時的に不在になる場合を除いて、個人の携帯電話や別の場所へ転送等されるものでなく、申請した営業所に繋がるようにして下さい。営業所が所有物件でなく賃借している場合、契約期間は5年（指定期間）以上であることが望ましいです。

また、倉庫、資材置き場等が営業所と別の場所にある場合は、同様に平面図、付近見取図を作成し写真を添付して下さい。ただし、倉庫・資材置場等と営業所は、社会通念上不相当に離れることのないようにお願いします。

○排水設備工事責任技術者証の写し（両面）

責任技術者の登録事項に変更がある場合は、変更手続きを終えてから申請して下さい。有効期限が切れたものは無効です。

専属工事店名に、指定工事店名の記載があること。

法人が本店でない営業所等で指定申請する場合は、会社名だけでなく営業所名を登録して裏面に記載することが望ましいです。

○工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類（規則第4号様式）

種別の欄に、

「(排水管の) 切断用 (の機械器具)」
「(排水管の) 加工用及び接合用 (の機械器具)」
「掘削及び埋戻用 (の機械器具)」
「測量用 (の機械器具)」 「(土砂及び機材運搬用) 車両」、
(他にある場合は) 「その他」 の別を記入し、

機械器具を種別ごとにまとめて名称、型式・性能、数量を書いてください。

水道等他の工事専用のもは記載不要です。下水道工事に使用する機械器具のみを記載してください。特に、掘削用の機械又は器具、埋戻用の機械又は器具、(測量用の) レベルの記載をお願いします。

記載の機械器具は、自社が管理しているものにしてください (長期リース品を含む)。

写真は、機械器具の1つ1つが分かるように、第4号様式に記載した順に並べるとともに、写真の横に機械器具の名称を添え書きして下さい。

6. 現地確認について

審査手続の一環として、営業所の現地確認を行っています。

現地調査では、営業所や資材置場、機械器具の状況、責任技術者、役員等を確認しますので、代表者等責任者、及び専属する責任技術者 (1名以上) の立会いをお願いします。

特に、業務内容や業務状況は、重点的に確認いたします。

他の自治体等から下水道指定工事店に指定されている場合、その工事店証等を確認します。営業所のある自治体の指定を取得することが望ましいです。

排水設備確認申請用に作成した図面を用意してください。責任技術者に排水設備の図面の作成方法等、木更津市の基準に合っているかを確認します。

※現地確認は新規指定において行うほか、指定の更新時や営業所が移転した場合等にも行うことがあります。

7. 指定の基準 (条例第6条の3第1項)

- (1) 営業所に責任技術者が1名以上専属していること。(第1号)
- (2) 所定の機械器具を有すること。(第2号)
- (3) 営業所が千葉県内に存在すること。(第3号)
- (4) 申請者 (法人にあってはその代表者) が、次のいずれにも該当しないこと。(第4号)
 - ア 破産者で復権を得ないもの
 - イ 責任技術者の登録を取り消されて2年以内のもの
 - ウ 精神の機能の障害により、適切な認知、判断及び意思疎通を適切に行えないもの
- (5) 条例に基づく指定工事店の指定取消を受けてから2年以内でないこと。(第5号ア)
- (6) 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当な理由があるもので

ないこと。(第5号イ)

(1) は、適切な排水設備工事を行うための技術的専門知識を、指定工事店に確保させる趣旨です。

(2) は、適切な排水設備工事を行うための機材を、指定工事店に確保させる趣旨です。

(3) は、実際に本市で市民の申し込みに応じて工事ができることの担保として、千葉県内の営業所を定めるものです。

(4) ～ (6) は、指定工事店以外は排水設備工事を行うことができないことから、指定工事店及び指定工事店制度に対する市民の信頼を確保するための、欠格条項です。法人の場合、役員も対象になります(第5号ウ)。

8. 指定工事店遵守事項(規則第8条)

(1) 施工の見積もり依頼又は申し込みを受けたときは、正当な理由がない限り拒まないこと。

また、見積もりに係る費用は無償とすること。(第1号)

(2) 工事は適正な工費で施工し、工事契約にかかる工事金額、工事期限、その他必要事項を明確に示すこと。(第2号)

(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、また請け負わせないこと。(第3号)

(4) 自己の名義を他の業者に貸さないこと。(第4号)

(5) 排水設備工事は、市長の確認を受けた後に着手すること。(第5号)

(6) 責任技術者の技術上の管理下でなければ設計及び施工しないこと。(第6号)

(7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天変地変又は使用者の責に帰すものでない限り、無償で補修すること。(第7号)

(8) 下水道接続に係る助成制度(貸付及び補助金)を熟知し、工事申込者に説明すること。(第8号)

(9) 排水設備確認申請及び助成制度の手続きを代行すること。(第9号)

(10) 積極的に水洗普及活動を行うこと。(第10号)

(11) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。(第11号)

規則第6号を担保するため、排水設備完了検査には責任技術者の立ち合いが必要です(条例第6条の4第2項)。責任技術者は、完了検査を受ける前に設計図とともに現場をチェックするようにしてください。また、検査立会時には責任技術者証を携帯してください。

工事施工後に、施工主から排水設備の異常の訴えがあった場合、すみやかに原因の解明に努めてください。規則第7号は、排水設備工事に係る民法に基づく責任を制限するものではありません。工事当初からの欠陥はもちろん、工事後に生じた故障であっても工事の完了後1年以内に明らかになったものについては、天変地異又は使用者の責に帰すものでない限り、無償で補修する責任を定めた規定です。切替工事での接続ミスや、明らかに問題のある工事が原因で生じた不具合等は、1年経過した後でも可能な限り対応してください。

指定工事店は市が排水設備工事を委託しているわけではありませんが、指定工事店以外は排水設備工事を行うことはできません（条例第6条第1項）。したがって、市民の方の高い信頼を維持する必要があり、反社会的勢力と関係を持たないようにしてください。また、万一無断接続を発見した場合は、下水道推進室へ報告をお願いします。

市は市民の皆さんに、複数の工事店から見積を取って納得のいく排水設備工事をすることを推奨しています。工事を強制するような営業活動や、社会通念上相当な額を上回る前金を預かることは控えてください。

○木更津市下水道条例（抜粋）

（排水設備指定工事店の指定）

第6条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。以下「工事」という。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。

- 2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年以内で市長が規則で定める。
- 3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

（指定の申請）

第6条の2 前条第1項の指定及び同条第3項の指定の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- （2）工事を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第2項の規定により営業所において専属することとなる排水設備工事責任技術者（以下第6条の4第1項を除き「責任技術者」という。）の氏名
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）次条第1項第4号アからウまで及び同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- （2）法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- （3）営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- （4）専属することとなる責任技術者に千葉県下水道協会会長（以下「会長」という。）が交付した排水設備工事責任技術者証の写し
- （5）次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類

（指定の基準）

第6条の3 市長は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項の指定又は同条第3項の指定の更新を行う。

- （1）営業所に、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属していること。
- （2）市長が規則で定める機械器具を有すること。
- （3）営業所が、千葉県内に存在すること。
- （4）当該申請をした者（法人にあつては、その代表者）が、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

イ 責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

ウ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないもの

- （5）次のいずれにも該当しないものであること。

ア 第6条の8第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
ウ 法人であつて、その役員のうちア若しくはイ又は前号アからウまでのいずれかの規定に該当する者がいるもの

2 市長は、第6条第1項の指定及び同条第3項の指定の更新をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知しなければならない。

(排水設備工事責任技術者)

第6条の4 排水設備工事責任技術者は、会長の登録を受けた者とする。

2 指定工事店は、責任技術者を専属させ、次の各号に掲げる職務を行わせなければならない。

- (1) 工事に関する技術上の管理
- (2) 工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 工事が排水設備等の設置及び構造に関する法律、法律に基づく命令(国が定める告示、通達及び通知を含む。)、条例及び規則(以下「法令等」という。)の規定に適合していることの確認
- (4) 第7条第1項に規定する検査の立ち会い

3 工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(指定工事店証)

第6条の5 市長は、指定工事店として指定を行つた者に対し、排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、第6条の8第1項の規定により指定を取り消されたとき、又は同項の規定により指定の効力を停止されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、指定工事店証の更新交付、再交付及び書換え交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条の6 指定工事店は、下水道に関する法令等が定めるところに従い適正な工事の施工に努めなければならない。

(変更の届出等)

第6条の7 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他市長が規則で定める事項に変更があつたとき、又は工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、市長が規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の8 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、指定の効力を停止することができる。

- (1) 第6条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。
- (2) 第6条の4第2項の規定に違反したとき。

- (3) 第6条の6に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な工事の施工ができないと認められるとき。
 - (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (5) 不正の手段により第6条第1項の指定又は同条第3項の指定の更新を受けたとき。
- 2 第6条の3第2項の規定は、前項の規定による指定の取消し及び指定の効力の停止をした場合に準用する。

○木更津市下水道排水設備指定工事店に関する規則（抜粋）

（指定の有効期間）

第2条 条例第6条第2項の規則で定める有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第6条第1項の指定の場合 指定を受けた日から4年を経過した後の9月30日まで
- (2) 条例第6条第3項の指定の更新の場合 更新を受けた日から5年間

（指定及び更新申請書）

第3条 条例第6条の2第1項の申請書は、下水道排水設備指定工事店指定申請書（別記第1号様式。以下「指定申請書」という。）によるものとする。

2 条例第6条の2第2項第1号、第3号及び第5号の書類は、それぞれ誓約書（別記第2号様式）、営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（別記第3号様式）及び機械器具を有することを証する書類（別記第4号様式）によるものとする。

3 条例第6条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する日の3月前の日から1月以内に、前2項に掲げる書類に条例第6条の5第1項の指定工事店証を添えて市長に提出しなければならない。

（機械器具）

第4条 条例第6条の3第1項第2号の規則で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 排水管の切断用、加工用及び接合用の機械器具
- (2) 掘削及び埋戻用の機械器具
- (3) 測量用の機械器具
- (4) 土砂及び機材運搬用車両

（遵守事項）

第8条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事（以下「工事」という。）の施工の見積り依頼又は申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。なお見積りに係る費用は無償とすること。
- (2) 工事は、適正な工費で施工し、また、工事契約は、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。

- (4) 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けた後に着手すること。
- (6) 工事は、条例第6条の4第1項の排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の技術上の管理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (8) 木更津市水洗便所改造事業資金貸付要綱（平成11年木更津市告示第78号）及び木更津市水洗便所改造事業補助金交付要綱（平成11年木更津市告示第79号。以下「助成制度」という。）を熟知し、工事申込者に説明すること。
- (9) 排水設備等計画確認申請及び助成制度に関する申請手続きを代行すること。
- (10) 積極的に水洗化普及活動を行うこと。
- (11) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

記入例（個人の場合）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下水道排水設備指定工事店指定申請書

(新規・更新)

木更津市長 渡辺 芳邦 様

申 請 者	営 業 所 名	〇〇設備
	営 業 所 所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 木更津市〇〇2丁目1番地 電話 〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
	代 表 者 住 所 及 び 氏 名	〒〇〇〇-〇〇〇〇 木更津市〇〇1丁目1番地 木更津 次郎 印 電話 〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
排水設備工事責任技術者氏名 及 び 登 録 番 号	木更津 次郎	登録番号 (00000000000) 登録番号 () 登録番号 () 登録番号 ()

[添付書類]

- 1 条例第6条の3第1項第4号ア及びイ並びに同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書（別記第2号様式）
- 2 個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録証明書
- 3 法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（別記第3号様式）
- 5 排水設備工事責任技術者証の写し（両面、裏面記載のもの）
- 6 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類（別記第4号様式）
- 7 指定の更新の場合は、指定工事店証（別記第5号様式）

記入例（法人の場合）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下水道排水設備指定工事店指定申請書

(新規・更新)

木更津市長 渡辺 芳邦 様

申請者	営業所名	〇〇設備株式会社木更津支店 <木更津市内の現場での排水設備工事を行う拠点となる営業所>
	営業所所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 木更津市〇〇2丁目1番地 電話〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇
	代表者住所及び氏名	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇区〇〇1丁目1番地<登記簿の本店所在地> 〇〇設備株式会社 代表取締役〇〇 〇〇 印 電話〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇
排水設備工事責任技術者氏名 及び登録番号	木更津 次郎	登録番号(00000000000) 登録番号() 登録番号() 登録番号()

[添付書類]

- 1 条例第6条の3第1項第4号ア及びイ並びに同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書（別記第2号様式）
- 2 個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録証明書
- 3 法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（別記第3号様式）
- 5 排水設備工事責任技術者証の写し（両面、裏面記載のもの）
- 6 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類（別記第4号様式）
- 7 指定の更新の場合は、指定工事店証（別記第5号様式）

記入例

誓 約 書

私（及びその役員）は、木更津市下水道条例第6条の3第1項第4号アからウまで及び同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

営業所名 木更津〇〇設備

営業所所在地 木更津市〇〇2丁目1番地

代表者氏名 木更津 次郎 印

木更津市長 渡辺 芳邦 様

(注) 新規指定の場合以外は、「営業所名」は「指定工事店名」と、「営業所所在地」は「指定工事店所在地」と読み替える。

記入例

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

平面図

敷地面積000m²

営業所の平面図を記入または貼り付けてください。別紙でも可能です。

(注) 1を参照してください。

付近見取図

JR内房線 木更津駅下車 バス・徒歩15分

記入または貼り付けてください。別紙でも可能です。

(注) 3を参照してください。

- (注) 1 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 2 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚を添付すること。
- 3 付近見取図は、最寄の駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。
- 4 新規指定の場合以外は、「営業所」は「指定工事店」と読み替える。

記入例

機械器具を有することを証する書類

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	型 式 、 性 能	数 量	備 考
排水管の切断用の 機械器具	エンジンカッター	メーカーや形式、性能を各 別に記入	数量を各別に記 入	
	電動カッター			
	グラインダー			
	発電機			
	パイプカッター			
排水管の加工用及 び接合用の機械器 具	パイプレンチ			
	ホルソー			
掘削及び埋戻用の 機械器具	バックホウ			
	シャベル			
	ランマー			
	タンパ			
	一輪車			
	ハンマードリル			
	タコ			
測量用の機械器具	自動レベル			
	箱尺			
	巻尺			
	水準器			
土砂及び機材運搬 用車両	2 t ダンプ			
	軽トラック			

(注)

- 1 種別の欄には、排水管の切断用、加工用及び接合用の機械器具、掘削及び埋戻用の機械器具、測量用の機械器具、土砂及び機材運搬用車両の別を記入すること。
- 2 写真を添付すること。